

第 11 期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会  
における主な検討事項（案）

令和 3 年 4 月 9 日  
生命倫理・安全部会

1. 個人情報保護法の見直し等を踏まえた関係指針の検討について

個人情報保護法の令和 2 年改正及び令和 3 年改正の見直しの状況等を踏まえ、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の関係指針の見直しについて検討。

2. CSTI におけるゲノム編集技術等を用いたヒト胚の取扱いの方向性の検討を踏まえた関係指針の見直しについて

令和元年 6 月 19 日、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において決定された、「「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～」（CSTI 第二次報告書）において継続検討とされていた以下の基礎的研究について、現在、CSTI 生命倫理専門調査会にて検討中。今後、当該研究に関する取扱いの方向性を踏まえ、関係指針の見直しについて検討。

- （1）遺伝性・先天性疾患研究を目的とした新規作成胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究
- （2）ミトコンドリア病研究を目的とした新規作成胚に核置換技術（卵子間核置換）を用いる基礎的研究

※上記のほか、ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する動向等を踏まえた調査・検討を適時実施。

以上